



来日外国人を受入れる会社・学校・団体向け

# ジェイアイのインバウンド保険

(旅行事故対策費用保険)



2016年4月  
改訂版

2014年4月改定  
改正業法

このパンフレットでご案内する商品は、訪日外国人の滞在中のケガ・病気・災害などのトラブルに備える保険です。  
この商品内容がお客さまのご希望に沿う場合は、パンフレットをご覧のうえご検討いただきますようお願いします。

引受保険会社

 **ジェイアイ傷害火災**  
<http://www.jihoken.co.jp>

# インバウンド保険は海外よりお招きした外国人の方の 万一の事態への対応費用を補償する 受け入れ会社・学校・団体のための保険です。

海外からの大切なゲストをお招きする上で、さまざまなトラブルに対処が出来るよう体制を整えておくことは、ホストとして当然の役目でもあります。

短期間の会議やイベントをはじめ、長期にわたる研修や留学など、滞在理由や滞り場所はさまざまです。滞在期間の長短にかかわらず、ケガ・病気・災害などのトラブルは、いつ発生するか分かりません。ゲストを安心してお招きし、ゲストに安心して滞在していただくために、さまざまなトラブルに対処できる保険への加入が必要です。

インバウンド保険は、訪日外国人を受け入れた会社・学校・団体が、万一発生したトラブル時にゲストに対して適切に対応するための保険です。

ジェイアイでは、海外旅行保険の豊富な経験とノウハウを生かし、幅広い補償体制でホストになる会社・学校・団体をサポートいたします。



このパンフレットでご案内の補償内容がお客さまのご意向と異なる場合には、ご契約いただけませんので、ご注意ください。

## お支払い事件事例 (J70プランの場合)

**CASE 1** 招待旅行で招待客3名が交通事故に遭遇。10日間入院の大ケガをした。

支払保険金事例 (3名分)

見舞費用保険金	30万円
救援者費用保険金	300万円
事故対応費用保険金	500万円
臨時費用保険金	90万円
傷害治療費用保険金	70万円
<b>合計支払額</b>	<b>990万円</b>

**CASE 2** 研修旅行で参加者が階段で転んで骨折し1週間入院。

支払保険金事例 (1名分)

見舞費用保険金	10万円
救援者費用保険金	150万円
事故対応費用保険金	80万円
臨時費用保険金	30万円
傷害治療費用保険金	10万円
<b>合計支払額</b>	<b>280万円</b>

**CASE 3** 懸賞旅行でお客様が脳梗塞で倒れ、緊急帰国(移送)。

支払保険金事例 (1名分)

見舞費用保険金	10万円
救援者費用保険金	350万円
事故対応費用保険金	100万円
臨時費用保険金	30万円
疾病治療費用保険金	200万円
<b>合計支払額</b>	<b>690万円</b>

**傷害事故のみならず病気も補償※** 万一の際、オーガナイザー(主催者)が負担する費用をカバーし、安心をプロテクトするジェイアイのインバウンド保険にご加入ください。

※J69A, J69B, J72プランには疾病治療費用の補償はセットされていません。

## こんなとき、Jiのインバウンド保険

外国人旅行者が日本滞在中に次のような事故に遭遇したために、**オーガナイザーが負担した費用**をお支払いするものです。

### 見舞費用(弔慰金)・(見舞金)

ケガにより事故の発生の日から180日以内(病気の場合は30日以内)に死亡または通算して7日以上入院した場合。

- 弔慰金: 旅行者が死亡した場合、負担した費用 (1名30万円限度)
- 見舞金: 旅行者が死亡以外の場合に負担した費用 (1名10万円限度)



### 救援者費用/事故対応費用

- ケガにより事故の発生の日から180日以内(病気の場合は30日以内)に死亡または通算して7日以上入院した際にご家族の方が日本に来てもらう場合。
- 死亡した旅行者の遺体を現地から自宅まで移送した場合。
- 現地および移送中における遺体処理を要した場合。
- 遭難した旅行者の捜索活動を要した場合。



### 疾病治療費用

病気により医師の治療を受けた場合(妊娠、出産、早産、産後は含みません。)

(J69A, J69B, J72プランにはセットされていません。)



### 傷害治療費用

ケガにより医師の治療を受けた場合。

(J69A, J69Bプランにはセットされていません。)



●詳しくは「インバウンド保険(旅行事故対策費用保険)の概要」にてご確認ください。

# ご契約タイプ保険料

## 短期用プラン

		J72プラン			
保険金額(ご契約金額)	基本契約	見舞費用(弔慰金30万円限度) 見舞費用(見舞金10万円限度) 救援者費用/事故対応費用/臨時費用	300万円 (ご旅行者1名につき)		
	特約	傷害治療費用		100万円	
	保険期間(保険のご契約期間)/保険料	日帰り(1日)		480円	13泊14日
		1泊 2日	500円	14泊15日	1,390円
		2泊 3日	530円	16泊17日まで	1,480円
		3泊 4日	610円	17泊18日	1,520円
		4泊 5日	820円	18泊19日	1,640円
		5泊 6日	850円	20泊21日まで	1,680円
		6泊 7日	1,030円	21泊22日	1,720円
		7泊 8日	1,050円	22泊23日	1,780円
		8泊 9日	1,140円	24泊25日まで	1,820円
		9泊10日	1,160円	26泊27日まで	1,990円
		10泊11日	1,180円	27泊28日	2,080円
		11泊12日	1,320円	1か月まで	2,140円
		12泊13日	1,340円		

## 長期用プラン

		J70プラン	J71プラン	J69Aプラン	J69Bプラン	
保険金額(ご契約金額)	基本契約	見舞費用(弔慰金30万円限度) 見舞費用(見舞金10万円限度) 救援者費用/事故対応費用/臨時費用	500万円 (ご旅行者1名につき)	200万円 (ご旅行者1名につき)	500万円 (ご旅行者1名につき)	200万円 (ご旅行者1名につき)
	特約	傷害治療費用	500万円	200万円	—	—
	特約	疾病治療費用	500万円	200万円	—	—
保険期間(保険のご契約期間)/保険料		28泊29日より1か月まで	6,240円	4,710円	2,050円	820円
		33泊34日まで	7,180円	5,370円	2,450円	980円
		38泊39日まで	7,990円	6,130円	2,450円	980円
		45泊46日まで	9,320円	7,350円	2,450円	980円
		52泊53日まで	11,350円	9,010円	2,900円	1,160円
		2か月まで	13,160円	10,690円	2,900円	1,160円
		3か月まで	18,360円	15,090円	3,700円	1,480円
		4か月まで	26,070円	21,810円	4,550円	1,820円
		5か月まで	33,610円	28,460円	5,250円	2,100円
		6か月まで	41,050円	34,990円	5,950円	2,380円
		7か月まで	48,540円	41,550円	6,700円	2,680円
		8か月まで	56,090円	48,190円	7,400円	2,960円
		9か月まで	63,690円	54,860円	8,150円	3,260円
	10か月まで	71,240円	61,500円	8,850円	3,540円	
	11か月まで	78,840円	68,160円	9,600円	3,840円	
	1年まで	86,390円	74,810円	10,300円	4,120円	

### 【ご注意】

- すべてのプランには、臨時費用保険金が含まれています。
- すべてのプランの基本契約には、「疾病危険等補償特約」「保険責任に関する特約」「天災危険補償対象外特約」がセットされています。
- 上記保険料ならびに保険金額(ご契約金額)は、旅行者1名あたりの金額となります。
- 1契約あたり1,000円が最低保険料となります。
- 下記の保険期間については上記プランでご案内の保険料と異なりますので別途お問い合わせください。  
 ①保険始期日と保険終期日の日にちが同じ場合…(例)10月1日~12月1日など  
 ②2月を保険始期日とし保険期間を28日とする場合
- 旅行期間が1年を超える場合は別途お申出ください。
- ご契約の際は、「インバウンド保険(旅行事故対策費用保険)の概要」にてご確認ください。

上記プランがお客様のご意向と異なる場合には、ご契約いただけません。補償や保険金額等お申込みの内容が、お客さまのご意向どおりの内容になっているかご確認のうえお申込みください。当初のご意向とお申込みの内容が相違する場合は、特にご注意ください。

# インバウンド保険(旅行事故対策費用保険)の概要



ご契約に際しては、「重要事項説明書」「ご契約内容確認事項」を必ずご覧ください。

●ご契約タイプによっては、セットされていない補償項目がありますのでご注意ください。

- インバウンド保険は、外国人の来日を受け入れる企業、学校、団体等が負担した下記費用のうち、オーガナイザーとして負担することが必要かつ社会通念上妥当な部分についてのみ保険金をお支払いする保険です。(業務出張等、業務に起因する旅行で、その出張者を雇用する法人を被保険者(保険の対象となる方)とする場合は、この保険の対象となりません。別途、弊社までお問い合わせください。)
- 基本契約のお支払いする保険金の額は、保険期間を通じ、以下の見舞費用、救護者費用、事故対応費用、臨時費用の各保険金を合算して次の算式によって算出した額を限度とします。【基本契約1名あたりの保険金額(ご契約金額)×事故遭遇旅行者数】 ●被保険者とは保険の対象となる方(オーガナイザー)をいいます。

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合
基本契約	見舞費用	旅行者またはその法定相続人に対して被保険者が負担した次の費用をお支払いします。 ①弔慰金:旅行者が死亡した場合に負担した費用(旅行者1名につき保険期間を通じ30万円限度) ②見舞金:旅行者が死亡以外の場合に負担した費用(旅行者1名につき保険期間を通じ10万円限度) ☞上記①②が重複する場合は30万円が限度となります。	次の①～⑨のいずれかにより生じた事故 ①保険契約者、被保険者や旅行者の故意または重大な過失 ②旅行者のけんかや犯罪行為 ③旅行者による自動車、オートバイの無資格運転、酒酔運転 ④旅行者の心神喪失 ⑤地震、噴火、これらによる津波 ⑥戦争、革命などの事変や暴動 ⑦核燃料物質による事故または放射能汚染 ⑧ビッケルなどの登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング、リュージュ、ポプスレー、スケルトン、航空機操縦、スカイダイビング、ハングライダー搭乗、超軽量動力機(モーターハングライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機など)搭乗、ジャイロプレーン搭乗、その他これらに類する危険な運動 ⑨自動車、オートバイ、モーターボート等による競技、競争、興行、試運転 など
	救護者費用	旅行者の救護者に対して被保険者が負担した次の費用を救護者2名分を限度としてお支払いします。 ①救護者の住所から現地までの往復交通費および現地交通費 ②現地における救護者の宿泊費(1名につき14日分限度) ③渡航手続費 ④死亡した旅行者の遺体を現地から自宅まで移送した費用 ⑤現地および移送中における遺体処理に要した費用 ⑥通算して7日以上入院した旅行者を現地から自宅まで移送した費用(ただし、その旅行者が通常要する運賃は除きます。)	
	事故対応費用	被保険者が負担した次の費用をお支払いします(ただし、左記【保険金をお支払いする場合】の①～⑧の事由が生じた日から180日以内に負担した費用に限り)。 ①被保険者の役員、使用人または代理人を現地に派遣した場合の交通費(往復交通費および現地交通費)・宿泊費・渡航手続費・出張手当(出張手当は、1人1日につき1万円限度。ただし、出張規定の定めがない場合は1人1日につき5,000円限度) ②ランドオペレーターに事故対応のために支払った費用(1人1日につき1万円かつ通算して50人日分を限度) ③通信費用 ④旅行者の法定相続人またはその代理人と応じた場合のホテル・事務所等の応対施設借上げ費用、旅行者の法定相続人またはその代理人が日本国内における被保険者の営業店舗または被保険者の指定する連絡場所を訪問した場合の交通費および宿泊費(宿泊費は、1名につき14日分限度) ⑤遭難した旅行者の捜索活動のために要した現地捜索費用	
臨時費用	被保険者が臨時に負担した費用として、救護者費用保険金と事故対応費用保険金との合計額の20%に相当する額をお支払いします。 ☞合計額には【事故対応費用】①の出張手当分は含まれません。 ☞お支払いする臨時費用保険金の額は、保険期間を通じ、次の算式によって算出した額を限度とします。(30万円×左記【保険金をお支払いする場合】の①～⑧に該当した旅行者数)		
特約	傷害治療費用	1回のケガ・病気につき、旅行者の治療のために被保険者が支出した費用で、社会通念上妥当な次の金額を傷害・疾病治療費用保険金額の範囲内でお支払いします。ただし、旅行者が日本国内に入国した時から日本国外に出国するまでの間に負担した治療費用に限り。 ①診療費・入院費関係(入院による治療を要するにもかかわらず病院が利用できない場合や医師の治療を受け医師の指示により宿泊施設で静養した場合の宿泊施設客室料、病院への緊急移送費等の費用を含みます。)、入院・通院のための交通費および治療のために必要な通訳雇入費 ②保険金請求のために必要な医師の診断書の費用 ③法令に基づき、公的機関より病原体に汚染された場所の消毒を命じられた場合の消毒費用(【疾病治療費用】に限り。) ④入院により必要となった旅行者の通信費および身の回り品購入費(身の回り品購入費は5万円、通信費と合算で20万円を1回のケガ、病気の限度とします。) ⑤医師の治療を受けたのち、当初の旅行行程に復帰または直接帰国するための旅行者の交通費・宿泊費(払戻しを受けた金額または負担することを予定していた金額がある場合は、その額を控除します。) ☞健康保険、労災保険等から支払いがなされ、被保険者が支払わなくてもよい部分、また、日本国内において同様の制度がある場合、その制度により被保険者が診療機関に支払うことが必要とされない部分はお支払いできません。	●上記【基本契約】の【保険金をお支払いできない主な場合】①～⑨によって生じたケガに加え、以下により生じたケガ ①旅行者の自殺行為 ②旅行者の脳疾患または病気 ③旅行者の妊娠、出産、早産、流産 ④旅行者に対する外科的手術(事故による傷害の治療を除きます。) ●旅行者のむちうち症または腰痛などで医学的他覚所見(検査等によって認められる異常所見)のないもの など
	疾病治療費用	旅行者が、日本滞在中に発病した病気(妊娠、出産、早産、流産は含みません。)により医師の治療を受け、被保険者がその費用を負担した場合 ☞日本入国前に発病した病気または持病による【疾病治療費用】のお支払いはできません。	●上記【基本契約】の【保険金をお支払いできない主な場合】①、②、⑥、⑦により発病した病気に加え、 ①旅行者の自殺行為により発病した病気 ②旅行者が被ったケガによる病気 ③旅行者の妊娠、出産、早産、流産による病気 ④旅行者の歯科疾病 ⑤旅行者がビッケルなどの登山用具を使用する山岳登山を行っている間に発病した高山病 ●旅行者のむちうち症または腰痛などで医学的他覚所見(検査等によって認められる異常所見)のないもの など

※基本契約には、【疾病危険等補償特約】【保険責任に関する特約】【天災危険補償対象外特約】がセットされています。  
※J69A、J69Bプランには、【傷害治療費用】および【疾病治療費用】はセットされていません。J72プランには疾病治療費用はセットされていません。

## 用語のご説明

- ◆「責任期間」とは、保険期間中でかつ旅行者が日本国内に入国した時から、日本国外に出国するまでの旅行行程中をいいます。
- ◆「ケガ」とは、急激かつ偶然な外来の事故により身体に被った傷害・急性中毒をいいます。急性中毒とは、偶然かつ一時に吸入した有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒症状、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒を含みます。
- ◆「救護者」とは、旅行者の捜索、看護または事故処理のために現地へ赴いたその旅行者の法定相続人またはその代理人をいいます。

このパンフレットはインバウンド保険(旅行事故対策費用保険)の概要をご紹介します。ご契約にあたっては、必ず【重要事項説明書】もよくお読みください。また、詳しくはご契約のしおり(旅行事故対策費用保険普通保険約款・特約)をご用意しておりますので、必要に応じて、弊社代理店または弊社にご請求ください。ご不明な点等がある場合には、弊社代理店または弊社までお問い合わせください。

弊社代理店は、弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・契約の管理業務等の代理業務をおこなっております。したがって弊社代理店とご締結いただいても有効に成立したご契約につきましては、弊社と直接契約されたものとなります。

引受保険会社

**ジェイアイ傷害火災保険株式会社**

〒104-6016 東京都中央区晴海1-8-10  
晴海アイランドトリトンスクエア オフィスタワーX 16階  
http://www.jihoken.co.jp

この保険に関するお問い合わせは右記取扱代理店または下記へ

☎0120-877030 一部お繋ぎできないIP電話等があります

【受付時間】午前9時～午後5時(土・日・祝日・年末年始を除く)

取扱代理店